

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(地方独立行政法人 天王寺動物園)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

地方独立行政法人 天王寺動物園
・主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

建設局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	指摘事項1
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 交付金・補助金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 交付金・補助金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。	—
	イ 事業内容は、事業計画や交付金・補助金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	ウ 交付金・補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	エ 証ひょう書類の整備及び保存状況は適切か。	—
(4) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項2
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(5) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(6) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘

に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 理事会の審議記録について改善を求めたもの

(1) 議事録への署名・押印について

指摘事項については(2)の事項と重複するため、あわせて(2)で記載する。

理事会の議事録は、大阪市公文書管理条例第2条第4項に言うところの法人公文書に該当する(地方独立行政法人天王寺動物園公文書管理規程第2条参照)。

また、同規程第11条第2項によれば、意思決定の手続については権限を有する者の押印又は署名により決裁を行うものとされている。

今回の監査において、団体は、理事会の議事等を記載した文書は作成しているものの、意思決定の手続きがなされていなかった。

これは、理事会の開催に係る実施決裁はなされていることから、理事会の各議題の議事内容についても決裁を行っているとは認識していたことが原因である。

現状では、理事会における各審議について、理事会議事録として決裁を行った記録がなければ、理事会議事録の正当性を将来にわたって証明することができなくなるリスクがある。

(2) 審議事項漏れについて

地方独立行政法人天王寺動物園理事会規程第6条第3項において、獣舎整備計画に基づく獣舎整備にかかわる工事、業務委託は重要な契約とされており、その契約締結や変更に関する事項は、理事会の審議事項とする旨が定められている(同規程第6条第1項参照)。

今回の監査において、獣舎整備計画に基づく獣舎整備にかかわる工事、業務委託の契約締結や変更に関する事項は、理事会の審議が必要な事項であるものの、天王寺動物園第一期リニューアル整備事業設計施行业務の3回にわたる契約の変更(契約変更日:令和5年3月15日、10月4日及び令和6年3月29日)について、理事会での審議が行われることなく理事長の決裁がなされていた。

これは、天王寺動物園第一期リニューアル整備事業設計施行業務の進捗状況は理事会でも報告されていたことに加え、本市とも情報の共有をしていたことから、当契約の変更に関して理事会での審議が必要であるとの認識がなかったことが原因である。

現状では、理事会での審議を行わず理事長の決裁のみとすると、団体の重要事項について、理事長の独断で意思決定され、団体に不利益を生じさせるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

団体は、理事会において審議が必要な事項について漏れなく審議され、速やかに議事録を作成し理事長決裁を行うなど、理事会の審議について適切な手続きがなされる仕組みを講じられたい。

2 財務諸表の注記及び附属明細書については是正を求めたもの

地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならないと定められている（地方独立行政法人会計基準第1章第11節第78注記第1項参照）。また、地方独立行政法人会計基準第1章第11節第77附属明細書において、地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、同項に記載されている事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならないと定められている。

今回の監査において、団体の財務諸表の注記及び附属明細書について確認したところ、次の事実が見受けられた。

- 団体では、注記においては法人税法の耐用年数を基準としている旨が記載されているが、実際は、減価償却費の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数を参考とし、類似資産の実際の耐用年数を加味した上で耐用年数を決定している。

さらに、主な資産の耐用年数の記載についても、団体が採用している年数と一致していない箇所があった。

	誤	正
構築物	2年～45年	2年～60年
機械装置	4年～16年	4年～17年
工具器具備品	2年～14年	2年～15年

これは、耐用年数の記載内容について、固定資産台帳との照合等が行われず、注記の更新が行われていなかったことが原因である。

- 団体は、令和5年度の行政コスト計算書に関する注記において、機会費用の算定の際、貸借対照表に計上されている期末の資本剰余金の金額を使用していなかったため、注記すべき機会費用の金額について、誤った金額が記載されていた。

これは、令和5年度において、令和4年度の貸借対照表に計上されている資本剰余金から変動がないと思い込み、その金額を使用して機会費用を算出していたことが原因である。

- 団体は、附属明細書における「固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細」のうち、有形固定資産（減価償却費）の構築物・機械装置、有形固定資産合計の車両運搬具および投資その他の資産の退職給付引当金見返の記載に、以下の誤りがあった。

		(単位：千円)	
		誤	正
有形固定資産（減価償却費）構築物	当期減少額	—	51,029
有形固定資産（減価償却費）機械装置	当期減少額	—	1,630
有形固定資産合計 車両運搬具	当期増加額	—	3,982
投資その他の資産 退職給付引当金見返	減損損失累計額	23,255	—
投資その他の資産 退職給付引当金見返	当期減損額	23,255	—

これは、有形固定資産については、明細の作成元の資料からの転記を誤ったことにより発生し、投資その他の資産については、作成元の資料の作成時に計算チェックができていなかったことにより発生しており、作成者および上位者によるチェックによって、当該誤りが発見されなかったことが根本的な原因である。

- 団体は、附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」の記載に、以下の誤りがあった。

		(単位：千円)	
		誤	正
役員（非常勤）報酬又は給与	支給額	4,673	4,655
職員（常勤）報酬又は給与	支給額	493,507	493,509

これは、明細作成の参考となる資料に記載されている金額について、参考資料を作成している人事担当（発生ベースで作成）と、明細を作成する経理担当（支給ベースで作成）との間で認識がずれていたこと等により、明細に記載する金額の集計を誤ったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

団体は、財務諸表等の作成にあたっては、作成者以外の上位者にて記載に誤りがないかダブルチェックなどを行うとともに、地方独立行政法人の会計基準に関する知識を有する職員の育成に努め、これまで以上に会計の専門家に助言や指導を得られるようにするなど、財務諸表等が適正に作成されるよう取組みを進められたい。

第7 その他

なし